

八頭町長 様

八頭町移住支援金交付申請書

年度において、標記支援金の交付を受けたいので、八頭町移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 申請者欄（自署の場合は、押印不要）

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	八頭町	電話番号	
メールアドレス			

3 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口	申請者を含む世帯員全員が、今回初めて移住支援金を申請する	はい・いいえ

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「移住支援金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、八頭町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） 八頭町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 転出元の住所

住所	〒
----	---

6（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載） 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入して下さい。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

7（テレワークによる移住者のみ記載） 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

添付書類

- (1) 全員が提出必須の書類
  - 本人確認できる書類の写し
  - 八頭町の住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
  - 移住元の住民票の除票の写し又は移住元での住所地、在勤期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区へ雇用保険の被保険者として通勤していた者のみ提出が必要な書類
  - 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等  
（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主等のみ提出が必要な書類
  - 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
  - 個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (4) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
  - 卒業証明書の写し等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- (5) 日本国籍を有しない者のみ提出が必要な書類
  - 在留カードの写し又は特別永住者証明書等（在留資格を確認できる書類）
- (5a) 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
  - 就業先法人の就業証明書（様式第2-1号）
- (5b) 移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類
  - 就業先法人の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式2-2号）
  - （個人事業主又はフリーランスの方）就業時間の証明書（様式2-3号）
- (5c) 移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類
  - ふるさと来LOVEとっとりメンバーズカードの写し（両面）
  - （関係人口 イに該当する方）青年等就農計画認定書の写し又は就業先企業等の就業証明書（様式第2-4号）
  - （関係人口 ウに該当する方）就業先企業等の就業証明書（様式第2-4号）及び親族関係が確認できる書類
  - （関係人口 エに該当する方）事業承継に係る譲渡契約書の写し又は登記事項証明書等
  - （関係人口 オに該当する方）開業届の控え又は法人の登記事項証明書の写し
  - （関係人口 カに該当する方）地域活動参加証明書（様式第3-1号）
  - （関係人口 キに該当する方）地域活動参加証明書（様式第3-2号）
  - （関係人口 クに該当する方）法人の登記事項証明書の写し（移住前からの在籍を確認できるもの）
- (5d) 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
  - 起業支援金の交付決定通知書

(様式第1号別紙1)

### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 鳥取県が定めるとっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年8月5日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。）に基づき行う八頭町移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、鳥取県及び八頭町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、八頭町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に八頭町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に八頭町以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

  - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される八頭町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

(様式第1号別紙2)

## 移住支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

鳥取県及び八頭町は、鳥取県が定めるとっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年8月5日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。）に基づき実施する八頭町移住支援金交付事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、鳥取県及び八頭町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金支給事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。